

昭和七年、上海事変勃発に際して広池千九郎がとった平和攻勢は良く知られている。当時の侍従長鈴木貫太郎宛に数度にわたって書簡をあて、日本軍の進撃の即時中止など平和の方策を進言した。この行動は、これまで、

はじめに

- 目 次
- はじめに
 - 一、平和の姿勢
 - 二、満州国への期待
 - 三、海外出兵の条件
 - 四、列国との関係憂慮
 - 五、国際連盟脱退
 - 六、日中親善の工作
 - 七、国家保存のための戦争
 - 結びにかえて

梅 田

徹

晩年の広池千九郎と日本の対外関係

—平和論の枠組を超えて—

広池の平和論の文脈でとらえられてきている⁽¹⁾

広池が平和の思想家であり、平和の実践家であつたことは疑いがない。また、上海事変に関して広池がとつた行動は、確かに、広池の平和論、あるいはモラロジー平和論の文脈でとらえることができる。しかし、平和論の文脈のみに依拠すると、かえつてほかの側面が見えなくなることがあります。これは、広池が満州事変については批判していないこと、日中戦争に関しては自存上の理由から日本の立場を弁護した事実はありません。このことは、上海事変が広池の平和論の文脈でとらえられたことと全く無関係ではなかろう。平和論の筋からすれば、満州事変も、日中戦争も、広池が同様に批判しておかしくなかつたはずである。これら事実が触れられないのは、上海事変のように単純に平和論の延長上に位置づけるのが難しいからではないのだろう。

本稿は、平和論の文脈を離れて、これらの事実をとらえるようとする試みである。広池の晩年は、昭和の激動の時代にかさなっている。この時代の広池が日本をめぐる当時の国際状況、特に日中関係をどのようにとらえていたか、いかなる洞察を持ちあわせていたかなどについて探り、そのうえで可能ならば、満州事変、上海事変、日中戦争に関して広池がなぜそのような行動をとつたかのか考えてみたい。

一、平和の姿勢

まず、上海事変に際しての広池の態度について見ておこう。

たが、二十八日、中国軍との間に衝突が発生した。
一月二十八日の広池の日記には、「夜より上海日中衝突」とある。⁽²⁾「南京政府遂に上海局部開戦に決す 海軍にも出動準備命令 南京は戦時状態」と報じる二十九日付けの『大阪毎日新聞』の号外の記事切り抜きも残している⁽³⁾。さらに、二月一日の日記には、

「大阪に新聞の夕刊および号外によるに、英米二国の干渉明白に現れ来る。万一南清におけるわが主張を貫徹せんとせば、右二国以上と衝突に至るべし。かくては負くればもち論滅亡に瀕すべく、たとい勝つとも長日月を費やし国家瀕死に至るべし。／これをもってただいま天皇陛下平和御好愛の御心という勅命にて、南清の兵と人民と全部引き上げ、さて今後は举国、勤儉眞面目に道徳生活に入り、南米、蒙古等に漸次に地盤を造らば、大和民族の最後の勝利疑いなし。／これを陸海軍の当局にもご内示下されたし。万一この愚見御一願を賜わり御手紙これあり候わば、小生だいま疲労休暇中なれど、少々快方に向かい居れば、即時帰京拝趨、万斛の至誠を披瀝して國家万分の一の御報恩を仕るべしとのことを鈴木侍従長に出状せり。」⁽⁴⁾
侍従長に宛てた手紙の内容は、翌日の日記の中から知ることができる。その中には、

「聖人は、兵は平和の保障物にして、殺人の利器にてはこれなしと教えられおり候。殊に戦争いかに有利に相成り候も、時代の変遷は決して、昔日における日清、日露戦役のごとき好結果をおさめ得るものにはこれなく候。而してその間における戦死傷者の悲惨、財力の耗費、国民疲労の損を思わば、一の中国を抛棄するも惜しきことこれなく候。況や中国のほかに平和の方法によりて、これ以上の収穫を得る方法これあるにおいてをや。」
という一節が見られる。

その日、英米仏三国の駐日大使から、日中双方の武力行使の中止と、両国間の紛争解決のための交渉促進の勧

告を旨とする共同警告が出された。三日にも、鈴木侍従長に宛てた書簡の中で、広池は、「第二次英米仏大使の抗議回答につきて、天皇陛下平和の御思し召しとあらば、内外人の感激全世界に轟き申すべし。かくて南中国在住の日本人全部を第三国軍隊に托して、日本軍全部引き上げのこと宣しと存じ奉り候。」⁽⁶⁾と書いている。

二月二十七日には、日記によれば、広池は、夜七時のニュースで、上海にある米国石油会社が日本に経済断交を実施した事を知り、侍従長に自分が忠告した通りになつてきたという感を強めた。そして、

「日本の軍部は、果たして米一国または英米二国以上と戦う心ありや。万一これありとせば、これ國を誤ること大なるものならん。／上、陛下の御心中を察し奉る道、このほかになしとするか。下には国民の慘状、世界の動乱をいかんせんとするか。／予には平和の方法をもつて日本人の世界各地に発展する方法あり。／單に世界列強と戦争して、もつて国民の權益を維持せんとする」ときは、時代錯誤にはあらざるか。予は更に考究の上、徐々に当局ならばに識者に謀るところあるべし。⁽⁷⁾

と記している。

翌二十八日には、再び鈴木貫太郎侍従長に書簡を出し、その中で、次のように述べている。

「滿蒙のことはやむを得ざることに候えども、南中國攻撃は正に全世界に反感を招くこと、その事情の善悪いかんによらず候。この場合は、天祖の御遺範に則りて慈悲寛大自己反省を要する義にこれあり候。／中國境土の莫大なる所に兵を進むるの無謀と、米国飛行機が船にて中国に渡りそれにより日本全国を爆撃せんとする軍略と、英、仏、独の中国後援と、露國の中国人心の擾乱と相俟つて、じつに我が大帝国の危機恐るべきものこれあり候。／たとい戦いに克つも、その後の整理大変に候。天祖御神靈の天祐は小生深くこれを信ずれど、死傷者の惨状これいかにすべきや。／小生には平和の方法をもつてその難闘を切り抜け、且つ事後に善処する方法とあり候。」⁽⁸⁾

このように、広池は、上海事変に際して、軍事力に訴える外交方針を非とする一貫した姿勢をとつた。

二、満州国への期待

上海事変に際してこのよだな姿勢をとつた広池も、その数カ月前柳条湖で起つた日中の武力衝突にはじまる満州事変については沈黙している。日記の中でも事變に関することは何も書き残していない。わずかに、昭和六年九月二十一日付けの『日支交戦画報』第三報の報道写真、および『撤兵に応ぜねば日本と国交断絶 南京政府で内定』と報じる同日付『大阪毎日新聞』の切り抜きが貼り付けであるだけである。⁽⁹⁾

満州事変についての広池の姿勢は、上海事変に際してとつた彼自身の態度からある程度の推測ができる。先に引用した侍従長宛の書簡からは、「滿蒙のことはやむを得ざると考えていたこと、日本人または日本軍の引き上げの対象となる範囲を「南中国」に限つていたこと、を読み取ることができる。つまり、広池は、當時日本軍の進出していた中国大陸全土からの引き上げではなく、「南中国」からの引き上げを主張したのであり、日本の満州政策については、これ容認していたのではないかといふ察しがつく。

昭和七年三月の満州国建国に對しての広池の姿勢は、この点の裏付けとなる。三月一日の日記には、「新『満州国』の誕生」という見出しの『大阪朝日新聞』の切り抜き記事が貼り付けてあり、また、満州国建国式典について

て報じる二月十日付の『大阪毎日新聞』の記事を切り抜いている。⁽¹⁾この切り抜きには、「王道」という直筆の書き込みがあるほか、掲載された「執政の宣言」の上には丸印が付されている。さらに、三月下旬に、広池は、満州國の最高幹部のうちの二人、羅振玉と鄭孝胥に論文のほか数種の書籍を贈呈したことになっている。羅振玉といえば、満州國參議府の議員の一人であり、鄭孝胥は、現在の首相にあたる國務院總理の要職にあつた人である。

このような満州國政府要人に対して広池が『道德科學の論文』等を贈った意図は何であったのか。三月二十三日の日記は、広池の養子にあたる広池利三郎の筆で、次のように記されている。

「この度満州國成立に就いては、その王国の治國の大本が王道主義なると、その國政の最高幹部の一人羅振玉が、父博士の旧知の間柄なること、更にこの度モラロチーを聞ける幸村重一氏の知人湯川氏の主人太田外世雄（田世雄）氏を通じて、『モラロチー並びに最高道德の根本原理』を新王国の礎に注入し、もってそれを根本的に確乎たらしめんとの意味よりして、新國家の幹部鄭孝胥、羅振玉の二氏に対して建白の書を出せり。而してこれと共に『道德科學の論文』ほか數種の書籍ならびに書類を贈呈することとせり。特にこの事は重大なる意味をもつ歴史的事件なれば、ここに記して後の参考とす。」⁽²⁾

広池の自筆ではないものの、この記述によれば、広池に、「モラロチー並びに最高道德の根本原理」を新王国に注入し、もってそれを確乎たらしめん」という意図があつたことがはつきりしている。もつとも、その具体的な内容は明らかではない。二十五日の日記には、広池の自筆で、「満州國、鄭ならびに羅に出状。⁽³⁾詳細は別紙。」と記入されているが、この「別紙」は見つかっていない。したがつて、「建白の書」の内容についても不明である。このあたりのことについては十分な資料がなく、断定することはできるだけ避けたい。しかし、少なくとも、広池が満州國の建国を好意的にとらえていた一つの証拠と見ることは許されるであろう。そして、このことは、上

海事変に際して「滿蒙のことはやむをえず」とした判断となんらかの関連がありそうである。

もつとも、仮に、広池が日本の満州政策を肯定していたとしても、現在のわれわれにはこの広池の姿勢を批判する資格はない。現在では、満州事変、上海事変がおこったその舞台裏まで知ることができる。二つの事件とも、日本軍の謀略であったことが明らかにされている。また、その後の歴史にもとづいて、それらの事件に歴史的判断を下すことができる。それゆえ、満州事変を契機として日中戦争に突入していく経過をもつて、日本の満州政策が断罪される。戦後の連合国が主導した東京裁判もこのイデオロギーに基づいている。これは、歴史の見方としては正当であるかもしれない。しかし、当時の人々の考え方を批判するための正当根拠とはならない。

広池を含め、当時を生きていた人々にとって、それらの事件に関する十分な情報を知りえることはできなかつたであろうし、まして、ある出来事がどういう結果をもたらすかを正確に予測することなど、ほとんど不可能に近い。われわれは、こうした点を十分把握したうえで、広池の姿勢をとらえる必要があろう。

三、海外出兵の条件

広池にはもともと、自國民保護のための海外出兵は一定の条件下で許されるという考えがあった。

第一次大戦以降満州事変までに日本政府は一度の海外出兵を実施している。最初はロシア革命後のチエコ軍を支援するためになされたシベリア出兵であり、二度目は、昭和二年田中内閣の下で行わられた山東出兵である。前者については、『日本憲法淵源論』の中で「已むを得ざる」と書いている箇所がある。⁽⁴⁾後者については、『道德科學の論文』の中に、それについて触れたと思われる箇所がある。

一九二七年五月、中國革命軍が北進してきたのに対して、田中内閣は旅順に駐屯していた陸軍約一千を青島に

派兵することを決めた。そして、次の政府声明を出した。

「支那に於ける最近の動乱殊に南京、漢口其の他の地方に於ける事件の実跡に徴するに兵乱の際支那官憲に於いて保護十分なるを得ざりし為、在留帝国臣民の生命財産に対する重大なる危害を被り甚しきは帝国の名譽を損するの暴挙を見たり。從て現下北支の動乱切迫の際……帝国政府に於いては不祥事件の再発を予防する為陸兵を以て在邦人の生命財産を保護するの已むを得ざるに至れり。⁽¹⁵⁾」

『道德科学の論文』は一九二六年に脱稿されたが、第十五章第一項では一九二八年に筆を入れたことが記されている。⁽¹⁶⁾ 広池はこの章ではじめて、自国民保護のための海外出兵について論じている。彼自身は明言していないため、山東出兵のことを念頭においていたものかどうか知りえないが、少なくともその出兵が行われた時代背景の下で書いたものであることは確かである。

広池は、在外自国民の国家的保護について、①少数在外者の保護のために多数の国民を犠牲にして戦争を行うことをも辞せずというよつた「不合理且つ不道徳」の要素を含む、②各国の積極的保護政策の結果、居留地国民の反感を買ひ外国物貨排斥、外国人迫害、財産略奪を惹起する、という弊害があり、したがつて「人道上頗る慎重を要する」と考えながらも、結論的には次のように述べている。

「或る甲の國家が非常に現代に於ける國際道徳及び國際慣行を無視するか、若くはその國家は自國の力を以てその自国民の暴民若くは無秩序なるその國の軍隊の亂暴を取締り得らざる場合には、或は乙の國家がその自国民の甲国に住する者を保護する為に出兵する如き事は極めて当然であります」⁽¹⁷⁾

このように、広池は在外自国民の保護を目的とする海外出兵をある条件の下で許される考えていた。そして、おそらくは山東出兵について、それを支持したのであろう。

四、列国との関係憂慮

上海事変についても、確かに、上海における日本人居留民の保護の名の下に陸海軍の派遣が行われた。

事の起こりは、中国国内、特に上海で排日運動が激化し、殺傷事件が相次いだため、日本側が、上海総領事を通じて、抗日団体の即時解散を中國側に要求したことについた。⁽¹⁸⁾ そうした背景の下で、一月二十七日、日中両軍の間に武力衝突が勃発した。二十九日に出した声明の中で、帝国政府は、「今次上海事変方面におけるわが海軍の行動は既往において主要列国が同地方にて屢々執り来れる実力行動と均しく全く居留邦人の生命財産その他わが方権益の擁護を目的とする外他意なきと共に……上海地方において何等政治的野心の有せざるは勿論同地方における列国の権利利益を侵害するが如き意図なき」と述べ、派兵を正当化しようとしたのである。

しかし、広池は、この武力衝突の中に「不合理且つ不道徳」の要素が含まれることを見抜いたか、あるいはこの派兵が「不合理且つ不道徳」であるとみなしたのかもしれない。客観的に見て、上海事変にはそうした要素が含まれていたようである。

中国側は、この要求を受諾する旨の回答を、期限の一月二十八日に日本側に通告した。それにもかかわらず、日本の陸戦隊と中国軍とのあいだに先端が開かれてしまったという経過がある。また市街戦であつたため多くの市民が戦闘に巻き込まれたほか、日本軍が中国人密集地域に非人道的な爆撃を敢行したことなどが伝えられている。⁽¹⁹⁾ このような経過ではじまった戦闘であつただけに、広池において、在外自国民の保護の名目では正当化しないといふ判断があつたとしても不思議ではない。

また、広池は、列国の出方に注目し、特に英米二国との関係悪化を憂慮していたようである。先の書簡の文面

を分析してみると、「南清におけるわが主張を貫徹せんとせば」、英米二国と衝突するに至り、大変な犠牲を伴うといふ論理を読み取ることができる。「日本の軍部は果たして米一国または英米二国以上と戦う心ありや。万一千れありとせば、これ国を誤ること大なるものならん」という言葉も、まさにこの論理から発せられたものである。さらに、「中国境土の莫大なる所に兵を進むるの無謀と、米国飛行機が船にて中国に渡りそれにより日本全国を爆撃せんとする軍略と、英、仏、独の中国後援と、露國の中国人心の攪乱と相俟つて、じつに我が大帝国の危機恐るべきもの」という心境しかりである。つまり、広池は、上海事變のもたらす影響として、日本と諸外国、特に英米両との間の戦争の可能性を危惧し、そのもたらす惨状を最も憂慮した。そつした大なる悪を賭けてまで、在外自国民の保護の名目で、軍隊を派遣し、中国および英米諸国と対立する必要を認めず、むしろ上海在住の日本国民を引き上げるのが得策であると判断したのではないのか。

これを、満州問題との関わりから見ると、興味深い。広池は、日本軍が満州に留まる限りは、英米両国と直接対決する可能性は少ないと考えていたようにも思われる。彼が、「南中國」からの勢力引き上げを繰り返し進言しながら、錦州あるいは満州からの勢力の引き上げを要請しなかつたのは、満州についての広池のある種の期待と同時に、英米との直接対決の危険はないという現実主義的な読みがあつたからではないのだろうか。

実際に、満州事變後、列国は日本の行動を不戦条約に違反するものとみなしていたが、連盟規約に従つて積極的に制裁行動をとる姿勢を見せなかつた。⁽²²⁾その後、関東軍は戦線を拡大していき、十月八日に錦州を爆撃。翌年一月三日にはそこを占領するに至つて、ようやく米国は不戦条約に違反するいつきの行動を承認しない旨を日本に通告した。しかし、この時点でも、中国における利害関係から、列国には積極的に日中間の紛争に介入する態度は見られなかつた。

こうした経過について、日本国内の要人の間では、これ以上日本が中国で無理をしなければ満州問題は解決の方向に向かうという考えがもたれていたようである。それゆえ、上海事變の勃発によつて列国の態度が急速に硬化し、米国は直接介入の可能性をほのめかすようになって、日本政府部内に、上海事變における日本軍の作戦をいぶかる声が出ても不思議ではなかつた。たとえば、昭和七年二月初旬、内大臣牧野伸顕は犬養毅首相に次のよう語つてゐる。

「折角、満州問題の解決は予想外の好調に進み、英米の理解ある態度により、有終の美を挙げんとするに、今、⁽²³⁾国際的に最も複雑なる関係を有する上海に於いて事を起したるは、すこぶる不得策に思われる。」

広池が上海事變勃発のときからあのような強硬な姿勢を見せたその裏には、牧野のこの心境に近いものがあつたのかも知れない。

五、国際連盟脱退

国際連盟の調査団派遣は、中国国内における抗日運動の状況を調査させる目的で、日本が提案したものであつた。日本は、この調査により中国の排外運動、治安維持能力を査定することにより、中国側の国際法義務の違反を明らかにしようとしたのである。しかし、十月二日に公表された調査団の報告書の内容は日本に不利なものであつた。満州事變について「日本軍の行動は正当なる自衛手段と認むることを得ず」と判断し、満州國の成立事情についても、自發的な独立運動の結果として生まれたものではないと結論づけていたからである。すでに満州國を承認していた日本にとっては、もはや戻りきれない状況であつた。

昭和八年二月二十四日、国際連盟の日本首席全権松岡洋右は、「日本政府は今や極東に於て平和を達成する様式

に關し、日本と他の連盟国とが別個の意見を抱いてい居るとの結論に達せざるを得ず、然して日本政府は日支紛争に關し国際連盟と協力せんとする其の努力の限界に達したことを感ぜざるを得ない」と宣言し、隨員を率いて総会から退場した。⁽²²⁾翌月二十七日、日本は正式に連盟に脱退を通告し、孤立化への道をひた走ることになる。

帰朝した松岡を迎える国民の歓迎ぶりは、相当のものであつたといわれる。『東京朝日新聞』の社説は、「日本の立場の東洋における使命と国民的確信については、国民のいはんとほするところを極めて率直にいひ尽して遺憾なきものがあつた」と書いているように、日本の連盟脱退は国民的支持を得ていたようである。⁽²³⁾

広池が『道徳科学の論文』の序文執筆を依頼した新渡戸稻造は、大正九年から十五年まで連盟事務局事務次長を勤めていたことがあり、国際連盟の支持者であつたことはよく知られているが、この新渡戸でさえ、「国際連盟と云ふものは、人が作つたものだから、人が為すやうな過は、国際連盟もやるのだ。近頃、日本に対しても甚だ不正な態度に出たと云ふ事は、国際連盟の大なる過である。従つて日本が脱退したのは、豪い賛成なんだ」と漏らしたことがある。⁽²⁴⁾

では、広池においてはどうであつたろうか。彼は日本の連盟脱退をどのようにうけとめたのであろうか。

広池が直接連盟脱退に触れた箇所は、日記などにも見あたらない。しかし、その年の八月に刊行した『新科学モラロジー及び最高道徳の根本原理』の中の次の部分は注目してよからう。

「今日、我が日本が真に永久に友邦としてたたねばならぬ運命を有する所の中国、英國、米国等と感情並びに利害を異にして将来両立せられぬやうな状態に為つて来たのは、實に我が日本帝国の前途の為憂ふべき事であるのです。」⁽²⁵⁾

この一節は、推測するにおそらく、上海事變あたりから日本の連盟脱退に至るまでの経過について述べたもの

ではないかと思われる。広池が列国との関係悪化を真に憂慮していたとすれば、同様に、日本の孤立化、連盟脱退を残念に思う気持ちがあつたことは十分考えられる。

興味ぶかいことに、日記によれば、広池は、この『新科学モラロジー及び最高道徳の根本原理』を、刊行した年の十月、『新科学モラロジー及び最高道徳の特質』および『道徳科学研究所紀要』（第三号）とともに、松岡洋右に贈呈しているのである。⁽²⁶⁾その半年前、連盟総会の議場から退場した松岡に、である。その意図はいつたい何であつたのだろうか。また、そのことは、日本の連盟脱退に対する広池の見解と何らかの意味のつながりがあるのであつどうか。さらに、松岡は、満鉄副総裁時代から滿蒙を中心とした日本の国防を論じており、「満州は日本の生命線なり」と述べたことで知られている。この満州認識は広池の松岡に対する評価と関係があるのかどうか。その後の日本外交の進路を決めるに大きな役割を果たした人物であるだけに、広池と松岡との関係を探るのは興味をそそられる。しかし、残念ながら、こうした点について明らかにできるほど十分な資料がない。

六、日中親善の工作

昭和八年五月に満州事變の終結をきめる停戦協定が結ばれ、九月に広田弘毅が外相に就任して和協外交を進めようになつて、日中関係はしばらく好転した。⁽²⁷⁾

広池の日記には、昭和九年の夏頃から、彼が中國に対してある働きかけを始めていたことを示す記述が見られる。⁽²⁸⁾

昭和九年八月二日、広池は、「孔夫子の裔」に『道徳科学の論文』等を贈呈するため中国公使館と接觸している。貼り付けられた名刺の裏には、広池の自筆で、「中国公使館を経由、山東省長官より先方へ渡すはず。公使

館「言明」とある。

十一月二十日の日記には、「孔孟の子孫を優遇、南京政府で決定」という見出しの『東京朝日新聞』（十一月十七日付）の切り抜き記事が貼り付けてある。⁽³²⁾

さらに、十一月二十三日の日記には、「孔子の教えを通じ、日中を結ぶ新運動」という見出しの切り抜き記事が貼られ、その余白には、「十一月二十三日、大阪朝日、日中親善」と自筆での記入がある。⁽³³⁾

その五日後の二十八日、広池は中国公使館を訪れ、蔣作賓公使と楊雪倫書記官と懇談している。日記には、「世界人類平和希望のため『論文』一部南京政府に献上の事」と書き、さらに、「当モラロジー研究所においては、政策的でなく、至誠両国の親善を聖人の御教えによつて成就したきに付き、湖南省長有志家の会合に『論文』一冊差し上げたく候こと。」と書いている。⁽³⁴⁾

一方、十二月十六日には、広田外相に書簡を送り、その中で長男千英に託して『道德科学の論文』を進呈したと記している。⁽³⁵⁾ この行為は、日中「両国の親善」の成就を考えていた広池の、日本側に対するひとつの働きかけであると評価できるであろう。

そして、翌年の元日の講演の中で、広池は、

「私は全く純粹に精神的、道徳的見地に立ちて、中国との親交をこのモラロジーをもつて成就しようとする努力しつつある次第である。これは全然政治的でないが、一度中国と日本とが結合することができたならば、世界いかなる国も攻むることをせず、かくしていわゆる平和を来すことができるわけである。實に私はただ今その工作中である。」⁽³⁶⁾

と述べている。

広池が一連の行為の中で何を意図していたかが、かなり明白になった。「モラロジーをもつて成就しようとする努力によって」「中國との親交を成就しよう」という考えの下に、広池は、自らその努力を行つていただのである。

広池が日中親善の夢をいつごろから抱いていたかはわからない。おそらく、かなり以前から抱いていたのであろう。しかし、実際に、その実現に向けての努力が集中したのは、この時期をおいてほかにない。なぜこの時期に集中したかについてはわからない。強いて言えば、昭和八年から十年にかけて、日中の間の対立が一時、緩んだ時期であったことは確かである。広池は、日中関係の推移を見ながら、この時期を選んだのであろうか。

七、国家保存のための戦争

昭和十二年五月、林銑十郎内閣の佐藤尚武外相は、对中国進出政策を緩和する旨の演説を行つた。広池は、それを報じた二十六日付けの『大阪朝日新聞』の記事を切り抜き、「外交の出発点は戦争回避にあり」という見出しの上に二重の丸印の書き込んでいた。演説の内容を評価したものと思われる。⁽³⁷⁾

その年の七月七日、蘆溝橋事件が起つた。その二週間後の講演の中でも、広池は、「戦争は大抵ありません。」⁽³⁸⁾ 「本当の戦争にはならんと思う。……北支で少々戦う位は戦争ではない。子供の喧嘩であります。」と述べており、この時にはまだ事変が本格的な戦争に発展するとは考えていなかつたようである。

しかし、七月末から華北において本格的戦闘が始まると、八月半ばには、上海に戦火が広がつた。政府は、「帝国としてもや隠忍その限度に達し、中国軍の暴虐を膺懲し、もつて南京政府の反省を促すため、今や断固たる処置をとるのやむなきにいたれり」という声明を出し、従来の不拡大方針を放棄する。さらに、九月一日には、「北支事変」の名称を「支那事変」と改称し、全面的な日中戦争の開始を確認することになる。

一方、その前の年十二月に起こった西安事件を機として、中国共産党と蒋介石の国民党との接近は急速に進んでおり、事変後の翌年九月には、国共合作が宣言された。また、日本国内では、昭和十二年五月頃から国家総動員法案の検討が始まっていた。こうした背景の下で著わした『国民精神総動員と最高道德』（昭和十二年十二月十三日訓示）の中で、広池は次のように述べている。

「中国国民党の思想にも孔孟聖賢の教にも共に無差別的平等と同じ要素を含み革命を是認して桀紂を匹夫と称しかかる不徳の君主を放殺する事、仏國の大革命に仏國ルイ十六世……を殺し又英國民が英國のチャーチルズ一世……を殺し露國の共産主義が露國皇室一門を斬殺せしと同一の原理によるものであつて猛烈なる民主主義を有す。而して歐米の民主主義は國家統治の主権人民に在りとするものたればソ聯の共産主義と其根本原理を同じくするものである。而して其上に中国は今日革命思想の源を為せる三民主義を標榜し、抗日反満を旗幟とする蒋介石が殆ど全くソ聯の共産主義に傾きたれば我國として万一此様に之を放任せむか、数年の後には中國の全部赤化して資本階級を搾取し飛行機數万台を製作して戦備を整へ而してソ聯と合して抗日反満を実現するに至らば日本は如何にして之を防ぐべきや。されば今回の中國の蔣政権征服とソ聯の東侵に対する防衛とは實に我日本帝国の自存上止むを得ざる事である。故に今回の事變たるや往年の日清、日露の戦争に比して一層我日本の自衛上必要の義戦であるのです。されば我日本国民は國を擧げて國家保存の為に戦わねばならぬのであります。」⁽³⁵⁾

広池は、こうして日中戦争における日本の立場を弁護した。その裏には、中国の共産化と抗日反満における中の連合の可能性についての理性的判断があるよう見える。しかし、その数年前からの広池の行動の中にこの事件を位置付けるならば、日中戦争弁護の立場をとるひとつのかけとなつたのが国共合作であったよう思ふ。

われる。先に見たように、広池は、日中関係の好転した時期に、国民党の南京政府の要人に接触していたが、それには、「中國との親交をこのモラロジーをもつて成就しよう」という意図を持ち、実際にその働きかけを始めた。しかし、やがて、蘆溝橋事件を機として日中間に再び険惡なムードが漂うようになって、日中間の親交を望んでいた広池の胸中は如何であつたか。紛争がこれ以上拡大して欲しくないという気持ちがあつたに違いない。實際、広池において、日本の立場を弁護する言動はこの段階ではまだ見られない。その後、日中紛争が拡大する中で、国民政府が抗日路線で共産党と手を結ぶという事態となつて、中国の脅威に対する日本の防衛を唱えるようになったのである。それゆえ、国共合作は、広池にとって晴天の霹靂であつたのではないのだろうか。広池がもし国民政府に日中親善の実現に関する種の期待感を抱いていたとするならば、国民政府に裏切られた感があつたとしても不思議ではない。

日中関係は、その後、昭和十三年一月十六日、日本政府が、「爾後国民政府を対手とせず」と声明し、国民党政府を否認するに至り、ますます対立を深めた。そして、広池が他界した六月までに、両国の関係が改善されることはなかつた。

結びにかえて

いくつかの局面における広池の言動を探っていくと、そこに共通の要素として、ある壮大な構想が横たわっていることが感じとれる。それは、モラロジーをもつて実現しようとした構想であることは疑いない。仮に、それが世界平和の構想であるとするならば、本稿のはじめに平和論の文脈を離れると宣言したにもかかわらず、奇しくも再び平和論の異なる文脈に立ち戻ることになる。しかし、その具体的な内容について本稿では触れなかつた。

たので、「構想」とだけ呼んでおくことにしよう。

広池が満州国の政府要人および中国南京政府の要人に『道德科学の論文』を贈った事実は、この壮大な「構想」の実現にむけての彼自らの働きかけであつたと理解することができる。「構想」を単なる構想のままで止めないで、その実現に向けて実際に働きかけていたのである。

この「構想」を実現しようとする広池にとって、いくつかの困難があつたことは当然、予想される。国際関係の動き、特に日中関係の変化はそのひとつであつたと考えられる。上海事変に際してなぜあのような行動をとつたかについても、満州で起こりつつある事態に広池がどのような姿勢で臨んでいたか、何を意図し、何を期待していたかという観点を抜きにしては、十分に理解することはできないであろう。もしかすると、上海事変勃発の頃、広池は、進行しつつある満州国建国の動きの中に、その「構想」の一部実現を考えていたこともあって、「この時期」上海において事を構えるのは得策ではないと判断したのかもしれない。ある。

日華事変後の日中関係が悪化する状況で、広池が日本の立場を弁護した理由についても、同様である。日中関係は広池の意図した方向には進まず、結果的に彼は日本の立場を弁護するに至った。しかし、その背景に、広池が対中国との親交を「モラロジーをもつて成就しよう」という構想を抱き、実際にその実現に向けて自ら実際に働きかけを行っていたという事実があることを忘れるべきではない。国民政府の共産党接近によって、広池の「構想」実現の夢は挫折を余儀なくされたように思われる。そうした心持ちが実際、広池にあつたかどうかはわからぬ。しかし、客観的には、構想の挫折と「弁護」の間との関連性を想定することができる。いずれにせよ、広池の「弁護」は、日中関係に対する彼の関心全体の中に位置づけられてはじめて、その意味を理解しなければならないものであることは確かである。

△注△

- (1) 広池千九郎の平和論については、これまでに、横山良吉『廣池千九郎先生小伝』広池学園出版部、一九八一年
(改訂版)、宗武志「廣池千九郎博士の平和論とその実践記録」(『モラロジー研究』六号、一九七七年十月刊)、欠端実「廣池博士の平和思想」(『モラロジー研究』二十五号、一九八八年九月刊)がある。
- (2) 「廣池千九郎日記」四巻(昭和五年～昭和七年)以下、四巻を「日記」④、五巻(昭和八年～昭和十年)を「日記」⑤と略す)、二〇五ページ。
- (3) 広池千九郎遺稿。
- (4) 「日記」④、二〇五ページ。
- (5) 同書、二二〇六ページ。
- (6) 同書、二二〇八ページ。
- (7) 同書、二二三一四ページ。
- (8) 同書、二一四一五ページ。
- (9) 広池千九郎遺稿。
- (10) 「日記」④、二二一〇ページ。
- (11) 広池千九郎遺稿。日本の対満州政策に関する新聞記事の切り抜きについては、広池は、そのほかに(1)「大満

- (16) 広池千九郎『道徳科学への論文』(旧版⑨)、二九三九ページ。
- (17) 同書、二九三九一四〇ページ。
- (18) 上海事変の起こりについては、白井勝美『満州事変』中公新書、昭和六十一年(第七版)、参照。
- (19) 同書、一七四ページ。
- (20) 広池は、「連盟も観念して日本と衝突を避ける」と題する『大阪朝日新聞』(昭和七年九月十八日)の切り抜き記事を遺している。
- (21) 黒羽清隆『日中15年戦争(上)』教育社、一六一ページ。
- (22) 三輪公忠『松岡洋右』中公新書、昭和五十七年(第六版)、一〇八ページ。
- (23) 同書、一一四ページ。
- (24) 同書、一一七一八ページ。
- (25) 広池千九郎『新科学モラロジー及び最高道徳の根本原理』昭和八年八月刊、三〇ページ(『復刻版広池千九郎モラロジー選集』第一巻所収、モラロジー研究所発行、昭和五年)。
- (26) 「日記」⑤、十月十一日条、八十九ページ。
- (27) 伊藤隆『十五年戦争』(『日本の歴史』三〇巻、小学館、一九七三年)一三六ページ。
- すべき機運を造り出すこと難からざるものと存じ候。」「日記」⑤、一二三四一四ページ。
- (32) 同書、二四八一九ページ。
- (33) 広池千九郎「身分と職業、天地の公道ならびに撰民教育」『社会教育資料』七十四号、昭和五十四年、九ページ。
- (34) 広池千九郎遺稿。
- (35) 広池千九郎遺稿「運を開く」(昭和十二年七月二十二日、第一回幹部講習会講義記録)。
- (36) 広池千九郎『国民精神総動員と最高道徳』、二一三ページ(『復刻版広池千九郎モラロジー選集』第三巻所収)。
- 付記 本稿の基礎となつた資料調査は、五年前、モラロジー研究所研究部において、当時の細川幹夫部長の許可を得て、実施したものである。井出元研究員には、資料閲覧の際に便宜を図つて頂いた。また、桜井良樹研究員には、貴重なコメントを頂戴した。記してここに謝意を表したい。

- (28)『日記』⑤、一七〇一一ページ。
- (29) 同書、一三三一ページ。
- (30) 同書、一二三五ページ。
- (31) 同書、一三六ページ。日記の十二月一日条には、杉本賢台氏宛の書簡の内容が記されているが、その中で、中国官吏との接触について次のように記している。「去る二十八日、中国公使館に参り、蔣作賓公使と楊雪倫書記官に面会致し候ところ、両氏ともに年來小生を知り居るものにて、御高名はかねて拝承致し居すとの旨を述べて非常に厚遇致され、利三郎、沢畑二人にも会釈され、明孔子ならびに四家(顏回、子路、曾子、孟子)の子孫来朝の節には専攻塾に御案内致さるる趣き極めて快く約諾致され候。蒋介石の南京政府ならびに湖南省長の日中合歎の会合等へも、それぞれ『論文』寄贈方依頼致し候。省長とは友人の由にて十分斡旋致す趣き申し居り候。モラロジーならびに学校のことおよそ一時間半に亘りて説明致し、大いに感動致され候よう見受け申し候。厚き謝辞を述べ居り候。／かくのごとくにして日中交歎の実を挙げ、国交のいかんに閑せず、孔夫子を中心として私的親交の実を得れば貿易通商意のごとく相成り申すべく、ついに閔西一帯を始め、すべて我がモラロジー団体における商工業会員を彼国人に紹介して、一大富源を開拓致